

## 子どもの命を守り、保育者の心と仕事を守るために

睡眠中の異常は、子どものあずけ入れの初期に起きがちであることがこれまでの死亡データからわかっています（参照1）。そして、あずけ入れが一番多いのは当然、年度の初めです。子どもの命を守り、保育者の心と仕事を守るために、以下の行動をするようお願いします。

- ・寝かしつけこそ、あおむけ寝（寝かしつけうつぶせ寝トントンは厳禁）
- ・睡眠中にうつぶせになった子どもは、あおむけに返す（ただし、医療上必要な場合はうつぶせ寝）
- ・睡眠チェックをする

### 1) 何歳まで？ 何分おき？

内閣府のガイドライン（2016年3月31日）には、年齢も時間も明記されていません。自治体によって言うことは違います。「園で決めて」と言う自治体もあれば、監査などで明確に伝える自治体もあります。ですからまず、**ご自身の区市町村に、そこでわからなければ都道府県に、あるいは厚生労働省に聞いてください。**

園が社会的責任を問われる可能性がある以上、自治体や国が「園で決めて」と言うのは誤りです。保育園の園医など専門家の人たちが明確な指針を定めるべきです。そのためには、「はっきりした基準を出せ」と園が言っていくしかありません。もちろん、ここに園に子どもを預けている保護者も加わってくださったら、もっと力強いでしょう。

### 2) 自治体や厚生労働省等に聞く時は、最低でも次の4点を尋ねてください。現場が混乱しているのはこの点です。

- ・寝かしつけをあおむけ寝にするのは、何歳までか？
- ・睡眠中にうつぶせになった子どもをあおむけに返すのは、何歳までか
- ・一人ひとりの睡眠チェックは、何歳クラスで何分おきか。何歳までか
- ・1歳半ば以降の、「顔を横に向けて、おしりをつきだした睡眠態勢」はうつぶせとみなすのか（胸は床面から浮いている）。この姿勢の子どももひっくり返すのか。

### 3) 3月中に必ず、「緊急時の役割分担表（順序）」（※）を園で作し、子どもが睡眠中に異常な状態にあると気づいた時の具体的な流れを作り、園全体で訓練してください。4月の異動とクラス担任の配置を考慮に入れたうえで行ってください（参照2）。

公立の場合、異動の発表が3月末という自治体が多く、これできません。今まではそれでよかったのかもしれませんが、正規職員の割合が公立で急減している現在、4月1日に「はじめまして」をする状況が続けるのはきわめて危険です。子どもの命を守るためには、緊急時の対応体制づくりと訓練が必須であることを自治体に伝え、公立保育園の異動を3月中、徐々にするよう働きかけるべきです。

※『保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック』（ぎょうせい）のv～ixページ。この表は内閣府のガイドラインにも収載されていますが、説明と使い方は本書をお読みください。

子どもが異常な状態にあるとすぐに気づき、必要な行動をとれば、子どもの命が守られる可能性も上がります（蘇生した例もあります）。万が一、亡くなったとしても、園、保育園は「すべきことをしていた」こととなります。

- 4) 保育士のプロの目から見て、「この子は、単に『コロコロとすぐうつぶせになる』というだけではない。なにかが背景にありそう」と思ったら、自治体の療育の専門家に報告・相談してください。その時点でなにかがわかる、対応ができるというわけでもなく、数年後に価値のある情報になる可能性があります。もうひとつ、万が一のことがあった場合、「この子は…とあって、園は自治体にきちんと報告をしていた」という証拠にもなります。

報告は、メールかファックスでしましょう（報告をしたという証拠が残るように）。ファックスの場合、他の紙にまぎれてしまうこともなきにしもあらずなので、「お送りしましたが、お手元に届きましたか」という電話の一報を。

- 5) 子どもの育ちや個性を考えたら、すべての子どもを一律にあおむきにし、うつぶせになったらあおむけに返すというのは、確かに奇妙なことです。しかし、今春、そのようなことを言うてはいられません。今、保育に求められているのは「量」です。人手不足が進み、非正規化と無資格化が進み、都市部に有資格者が流れ、保育者の質が低下し、保育者が疲弊し、そもそも「保育の質」を保証するのもぎりぎりな配置基準で子どもを預かっているのは、保育園側の本意ではないはず。「とにかく預かれ」と量を要求しているのは、社会です。

一方で、子どもが亡くなったら、今、誰の責任でしょうか。この国では、園の内外で子どもが亡くなった時、保育者の心のケアをする専門家の必要性すら言われていません。保育者にはまったく非がない死亡でも、ケアはありません。「うつぶせ寝をさせていた」…、それは確かに今、「非」です。けれども、深刻な人手不足の中、研修にも出られない。厚生労働省も専門家も明確なガイドライン（＝責任の線引き）を出さない。「午睡をさせなければ」という強いプレッシャーがある（寝ないと後の活動にさしつかえる、寝ないと連絡帳書きや作業ができない、など）。この状況のもと、すべての「非」をその場にいた保育者（と施設長）に負わせることができるのでしょうか。

今春、「うつぶせ寝で死亡」と報道されたら、これまでどんなにすばらしい保育をしてきたとしても、すべては水の泡です。「自分たちの保育を守りたい」、そう思いになるのなら、とにかく「うつぶせ寝で死亡」が起きないようにしてください。一方で、「連絡帳や書類書き、製作に忙しく、命すら守れないかもしれない配置基準はおかしい」と言っていく必要があります。「そんなことを、今、言えるわけがない」？ 「預かります」「なんでもします」と言い続けてきたツケが今、まわってきているというのに、まだ黙っているというのは誤りです。子どもの命と育ち、保育者の心と仕事が明らかな危機にあるのですから。

参照1：保育の安全研究・教育センターのウェブサイト→「安全に関するトピックス」→「3. 睡眠の安全」の一番下「LFSA」リンク→LFSAのページの一番上にあるスライドの18ページ以降。

参照2：「安全に関するトピックス」→「1-2. 深刻事故対応を具体的につくるための考え方」になぜ、練習が必要かを書いています。